

選定委員会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、東海事業センター業務規程第4条5項の規定に基づき、選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項について定めることを目的とする。

(付議事項)

第2条 委員会は、中性子線共用施設における課題審査、及び中性子線専用施設に係る設置計画審査等、特定中性子線施設の選定業務に関する事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 選定委員会の委員は、東海事業センター長（以下「センター長」という。）が学識経験者の中から人選し、理事長が委嘱する。

(委 員 長)

第4条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長はあらかじめ委員のうちから委員長に事故がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者残任期間とする。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要に応じ、利用促進業務に関する特定の事項を審議するため、委員又は専門委員から成る専門委員会を置くことができる。

(専門委員)

第8条 専門委員は、学識経験者の中から、センター長が人選し、理事長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、2年以内とする。但し、再任を妨げない。

(その他の必要事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会の意見を聴いてセンター長が定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本センターの利用推進部において処理する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。